

日本歯科大学公的研究費補助金内部監査要項

(目 的)

第1条 この要項は、日本歯科大学における公的研究費の取扱いに関する規程第9条に基づき、内部監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要項において「研究者」とは、日本歯科大学（以下「本学」という。）の教職員で公的研究費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けている研究者をいう。

(監査の実施)

第3条 学長は、本学における補助金の執行状況を把握し、当該補助金の適正な使用を確保するため、各学部の事務部の職員（以下「監査員」という。）をもって、補助金に係る内部監査を実施させるものとする。

(監査の区分)

第4条 監査区分は、毎年度定期的実施する定期監査および必要に応じて臨時に実施する臨時監査とする。

(監査の協力)

第5条 研究者および経理部長は、内部監査の実施に協力しなければならない。

(監査の方法)

第6条 監査員は、帳簿、書類または物品等について監査し、その事項のうち明瞭を欠くものがあるときは当該関係者に質問し、必要があると認める場合には顛末書を徴取することができる。

(監査の報告)

第7条 監査員は、当該監査上重大な事項があると認めた場合は、直ちに書面をもって、学長に報告しなければならない。

2 監査員は、当該監査終了後、速やかに内部監査報告書を作成し、コンプライアンス推進責任者を経て、学長に提出しなければならない。

(改 善)

第8条 学長は、当該監査の結果、不正な使用があきらかになった補助事業、あるいは不正な使用が行われた疑いがあると認めた補助事業については、直ちに当該研究者および経理部長に対し、是正改善の措置を命じなければならない。

- 2 前項の規定による是正改善の措置を命じられた当該研究者および経理部長は、直ちにその措置を取り、その結果をコンプライアンス推進責任者を経て、学長に報告しなければならない。

第9条 この内部監査に関する事務は、庶務部において処理する。

(補 則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日改正